

---

---

# 地域共生社会班



---

4年 市来 久朗津 山田  
3年 伊東 大久保 瀧澤  
西上 藤田 松尾  
2年 村上 森岡 田村 太田

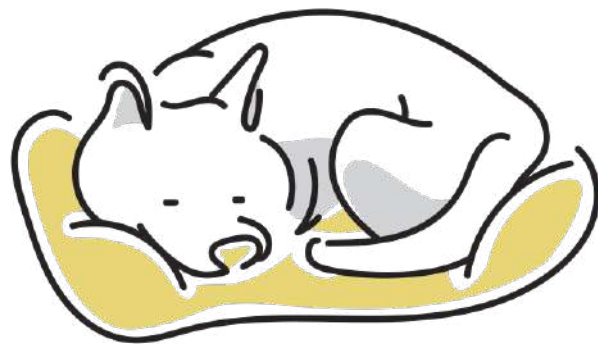
# もくじ

1. 前提の紹介
2. 制度紹介
3. 仮説
4. 取材報告

5. 提案
  - ①「つながるねっと」
  - ②地域の共有地  
「サードプレイス」
6. 実行の流れ等

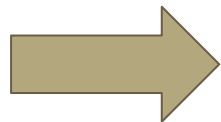


# 1.前提の紹介



# 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」、「支えて」「受けて」という関係を超えて  
地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、  
人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで  
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



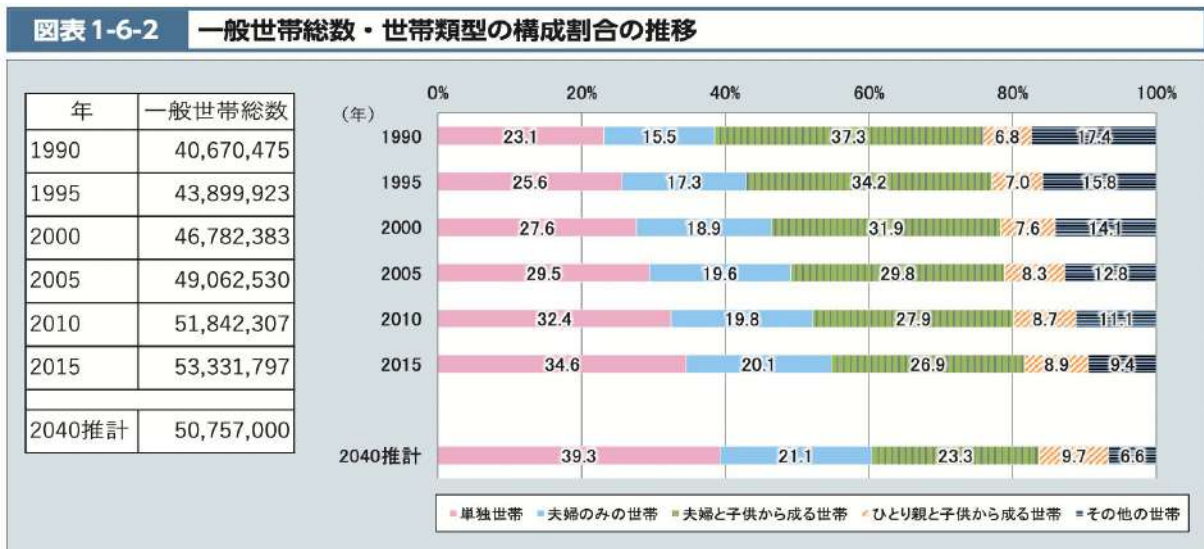
「令和版地域共生社会」の構築を目指す



厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」より

# 一世帯当たりの人数、世帯類型

- 世帯規模：長期的に縮小傾向（2040年には1世帯あたり2.08人まで減少）
- 単独世帯・夫婦のみの世帯・ひとり親と子供からなる世帯の構成割合増加



2040年...  
 単独世帯が  
 全体の**39.3%**  
 に達成予測

2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2040年推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」(平成30年推計)より

# 社会的孤立の問題

- ・引きこもり状態の人:15～39歳で約54万(2016年)

40～64歳で約61万人(2019年)との推測

- ・自殺者数:減少傾向にはあるが、10～39歳の死因の第1位

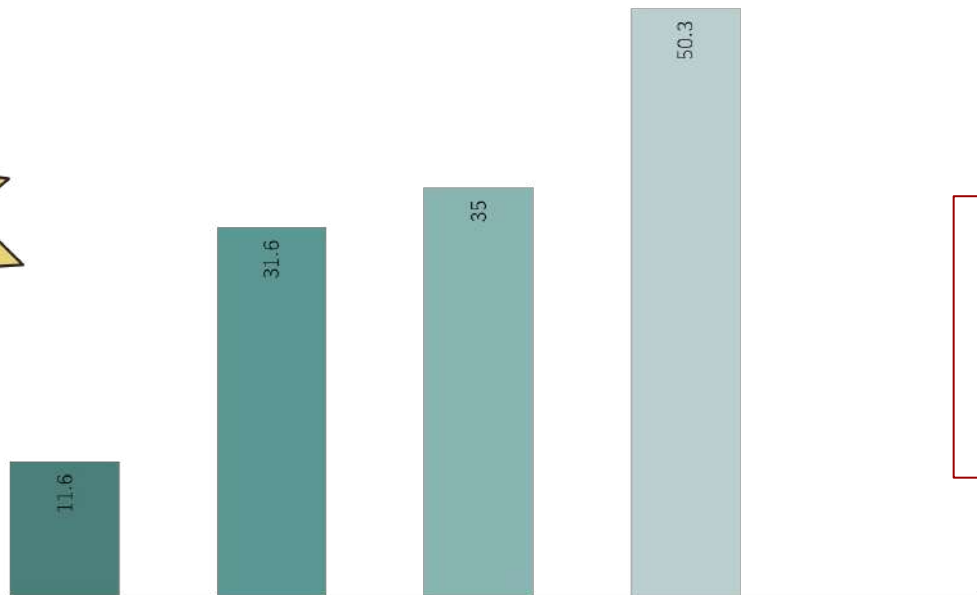
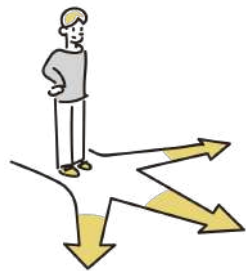
自殺率を配偶関係別に見ると、未婚・死別・離別の場合に高い傾向

- ・孤独死:男女ともに10年連続増加傾向(東京都特別区のみデータ)

公的な支援や身近な範囲での手助けを求めることが難しい人の存在

▶そうした人々に対する取り組みの必要性

# 東京都 生活文化スポーツ局「町会・自治会活動に関する調査報告書」より



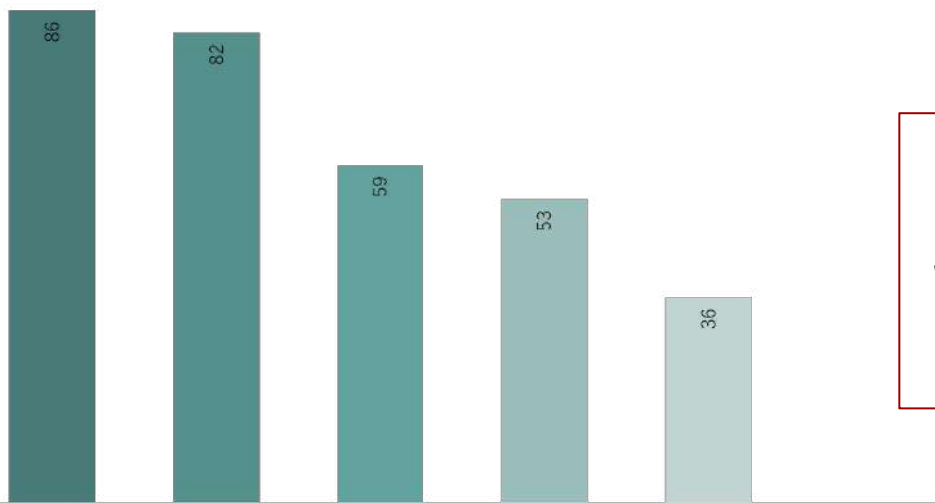
町内会・自治会に参加している程度(%)

■ 単身 ■ 夫婦のみ ■ 親子 ■ 親・子・孫

単身者の町内会・自治会への参加度が低い

# 内閣府男女共同参画局より

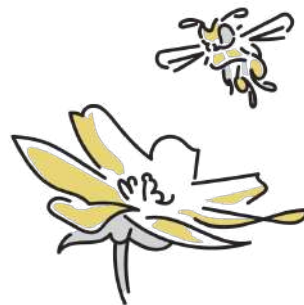
「持続可能な自治会活動に向けた男女共同参画の推進について」



自治体の現在の課題

- 担い手不足
- 近所付き合いの希薄化
- 行政からの依頼事項が多い
- 役員の高齢化
- 加入率の低下

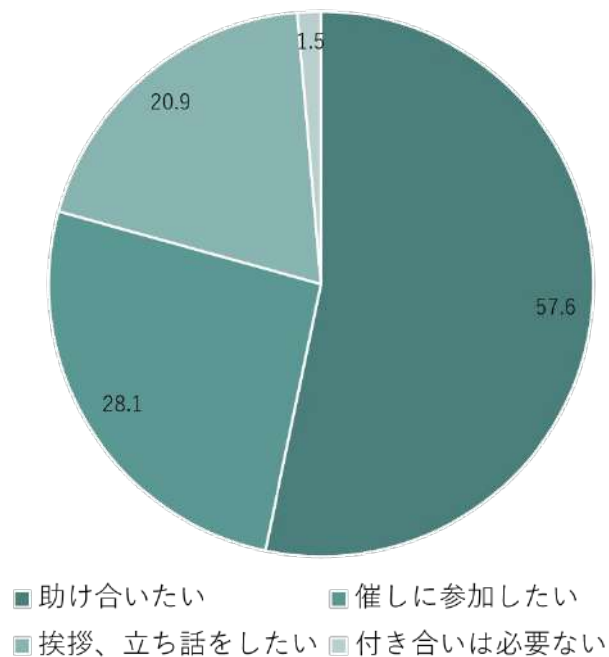
自治体の課題として、  
担い手不足、つながり  
の希薄化が挙げられる





# 内閣府「社会意識に関する世論調査」より

地域での望ましい付き合い



地域の人と関わりたい  
人が多数  
(\* 約6割が助け合い  
希望)



# 地域共生社会の必要性

## 社会保障制度による支え合いの機能の限界

\* かつての日本 ▶ 地域・家庭・職場<生活領域> = 支え合いの基盤

↓ 高齢化・人口減少

- 人と人のつながりは希薄化 = 孤独・孤立に陥りやすく
- 社会経済の担い手の減少 → 空き家・商店街の空き店舗の増加

地域社会の存続への危機感

対象者別・機能別に整備された  
公的支援での対応の難しさ

# 検討

〈地域共生社会〉\* 前掲まとめ

住民が主体となって行動し、地域の中で人や資源とつながり、活性化した地域を繋いでいく社会のこと

→地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる

しかし...

・住民だけで解決できない問題

・つながりの場の減少

→対象をあえて絞りすぎず皆を包括する / 地域の核を生み出す施策

# 私達の考え



- 1 地域で暮らす "全ての人" を対象にする
- 2 重層的支援体制整備事業 のさらなる推進を図る
- 3 共有地としての学校の活用方法について調べる

# 2. 制度紹介



# 重層的支援体制整備事業

## 1 包括的相談支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

## 2 参加支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

## 3 地域づくり事業

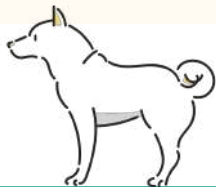
(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

## 4 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

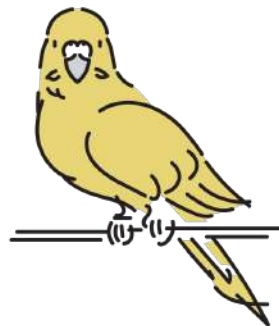
## 5 多機関協働事業

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)



# ① 包括的相談支援事業

(社会福祉法第 106条の4第2項第1号)



- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

## ②参加支援事業

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)



- 社会とのつながりを作るための支援を行う
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う



## ③地域づくり事業

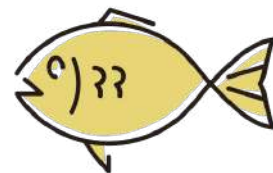
(社会福祉法第 106条の4第2項第3号)



- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

## ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106条の4第2項第 4号)

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く



## ⑤ 多機関協働事業

(社会福祉法第 106条の4第2項第 5号)

- 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- 支援関係機関の役割分担を図る

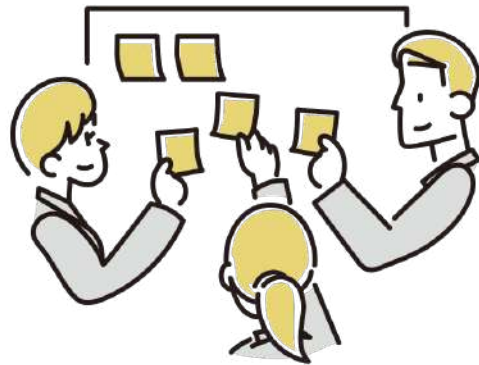


# 3. 仮説

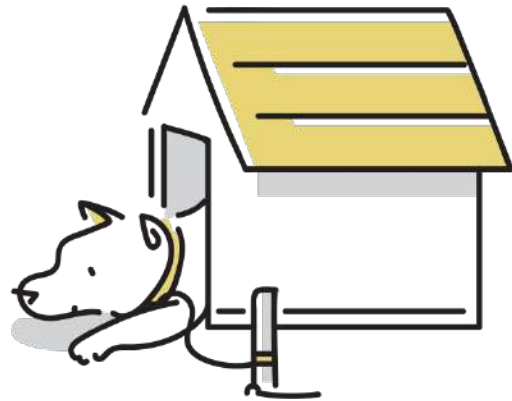


# 取材前の仮説

- ・地域を支える **外国人** に向けた支援が手薄
- ・高い **参加ハードル** の存在
- ・団体間での **情報共有** における課題



# 4. 取材紹介



# 取材先紹介①NPO法人CINGA

# 新居様

## 【NPO法人CINGA】

多文化共生の推進に関する事業を幅広く行う

→一元的相談窓口の支援 / 地域日本語教育分野の事業推進

## 【新居様】

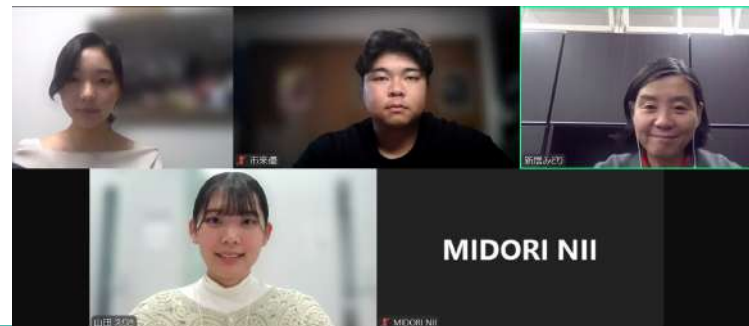
青年海外協力隊:ルーマニアに赴任、後に英国留学

早稲田大学と同大学院で多文化共生について学ぶ

多言語多文化共生センターコーディネーター

→2011年にNPO法人CINGAに入職

対面・オンライン計2  
回取材



# 取材から分かったこと

1. 地域共生社会の構成員たる外国人に対しての支援拡充が必要  
→言語保障施策などの提案 cf)ドイツ:CEFR
2. 対面だからこそその温度感、偶発性  
→いつでも誰でも集まれる居場所作り  
cf)デンマーク、スウェーデン、岐阜メディアコスモス
3. 入口を大きくすることの重要性  
→対面活動を拡充すると共に、オンラインでの繋がりを構築する
4. 緊急時にも対応できる地域社会  
→災害時の備えをも考慮した地域共生社会の実現





# 取材先紹介②

## コミュニティカフェ「みんなかふえ」様

ボランティア参加  
&取材

●地域の方々と一緒に、人と人が気軽に集える場所、ホッと一息できる場所、困った時には相談出来るような場所になれることを目指す

### 【活動内容】

カフェ、子ども食堂、フードパントリー(食材配付)イベントなど

### 【運営】

NPO法人パルシック:地球の各地で暮らす人と人が国境を越えて  
支え合い、人間的で対等な関係を築くことを目指して活動



# 取材から分かったこと



## 1. 流動性

利用者、住民からの声をきっかけに、  
活動内容をその都度実現し、流動的に変えていく

## 2. 元々あるコミュニティへの働きかけ

ボリューム層の偏りを減らす ex. 在留外国人、若者

## 3. 周知方法

対象ごとに周知方法を変える ex. 高齢者→イベントを固定化 / 若者→SNS



# 取材先紹介③沼田たか子様(葛飾区議会議員)

## 【沼田様について】

- 訪問看護師の経験を生かし、病気や障がいがあっても誰もが地域でその人らしく暮らしていくことができる社会を目指し、活動をしている。

コミュニティカフェ「みんなかふえ」のイベントで出会う。



# 取材から分かったこと

## 1. 誰もが主役になれる社会とは

区別をせず、社会・合理的配慮が大前提のもと、誰もが生活し続けることができる社会  
→現状、「区別」の上で、社会的交流を図っている

## 2. 居場所づくりの目的

居場所とは、提供するものではなく自然と出来上がっていくもの  
持続的な居場所を考えていかなければならない



## 取材先紹介④ 東京都つながり創生財団

●人と人とのつながりを創り、地域コミュニティの活性化を図ることで、都民一人ひとりが輝く社会の実現に貢献

### ・多文化共生社会づくり

やさしい日本語、多言語による情報提供、日本語学習支援 etc.

### ・共助社会づくり

都の活動団体の情報発信、支援団体等との連携、  
ボランティア文化の推進、町会・自治会を区市町村等  
と連携して支援 etc.



# 取材から分かったこと

## 1. 中間支援組織の必要性

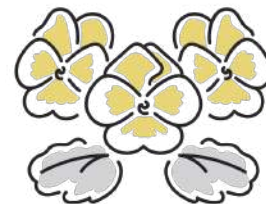
政策方針と実際の協働活動をつなぐ。

団体にも住民個人にも直接関わることができる存在。

## 2. 地域性、当事者性

理想ではなく、当事者の思いを大事に。

町会・自治会が独自に進んでいけるような、きっかけやヒントづくりを。



## 取材先紹介⑤ 民間団体

●社会保障を名実ともにセーフティネットにするために、福祉と教育を組み合わせたアプローチで、社会保障制度を必要とする人々が適切に制度にアクセスできるようになることを目指している団体

### 〈社会保障ゲーム〉

対象：中学生・高校生

内容：架空のキャラクターに起きたピンチを題材にして様々な出来事に対して、利用できる制度を知ること目的としたゲーム。

# 取材から分かったこと

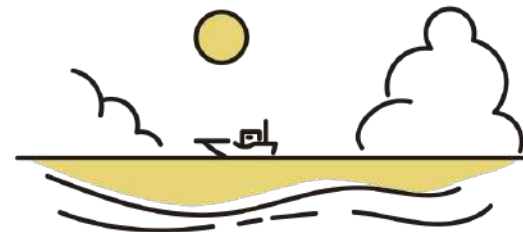
## 1. 現場の負担を減らす仕組みづくり

新しい取り組みを選定・実行するのは現場の大きな負担となる。

→行政による仕組みづくり・組織新設などにより、決定・運営がスムーズに。

## 2. 言葉の難しさの調節

難解な制度の名称などは、誰にでも伝わるような言葉に置き換えることで理解が進む。





# 取材先紹介⑥豊島区 教育委員会事務局



- 中学生の放課後支援
- CS(コミュニティスクール)の推進

・部活動改革推進

・としま地域未来塾(土曜教室)

・としま地域未来塾(学習院大学水曜教室)


・居場所づくり「にしまる一む」




# 取材から分かったこと



## 1. 行政の役割は、地域参加のための枠組みを整えること

森田様  「地域の方は意外と『おせっかい』をしたいと思っているが、今は他人に対しての警戒心も強く、子どもたちにあいさつすることも不審者と思われぬか思い悩んでしまう人もいる。」

## 2. CSの推進において、現場(学校)の負担についても考慮することが必要。

田方様  「中学校は行事、テスト、受検、部活動と生徒も教員も忙しい。CSは、本来、学校の助けになることだが、その対応が増えて負担になるのではないかと危惧される部分もあるため、区が間にあって学校と地域を橋渡ししていくことが大切だと感じている。」

## 【まとめ】取材からの学び

- つながりのきっかけを、広範囲かつ、流動性のあるものにする
- オンラインと対面活動の両立
- 仕組み・組織を確立
- 様々な対象に対応できる柔軟性



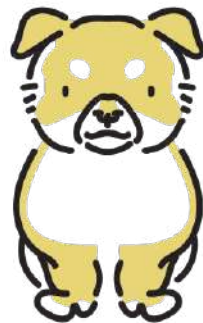
# 仮説修正

- ・地域を支える外国人に向けた支援が手薄
- ・高い参加ハードルの存在
- ・団体間での情報共有における課題



- ・必要な部分では連携できている。しかし、団体間で話す機会が少ない
- ・オンライン相談の充実、気軽に立ち寄れる居場所の創出が必要
- ・緊急時にも対応した仕組み作り
- ・言語保障施策を行うべき

# 4. 提案



## 2つのポイント

① つながり



② 居場所



# 提案①ネットワークアプリ「つながるネット」

## 目的1

重層的支援体制整備事業のうち特に、

①包括的相談支援事業

②参加支援事業

③地域づくり事業

の推進に資する。

## 目的2

・他分野との連携\_\_内閣府 地方創生

「デジタル田園都市国家構想」

→デジタルによる生活環境改善



# 検討\_\_既存のアプリ

## 各自治体

- ・対象者別に分けられたものが多い ex)
- ・相談機能などは無く、疑問はお問い合わせから
- ・地域によって存否や質に大きなばらつきがある
- ・サービスは住民のみを対象としている(外国人には×)



## 民間(半民)

- ・登録料が掛かる場合もある
- ・機能に大きなばらつき有り、但し全てを網羅するものは無い
- ・外国人ユーザーとの住み分け

meetup

マイコミュアプリ



# つながる機能



検索機能

多言語選択  
英語、やさしい日本語等

タブ切り替え

地域の人

団体

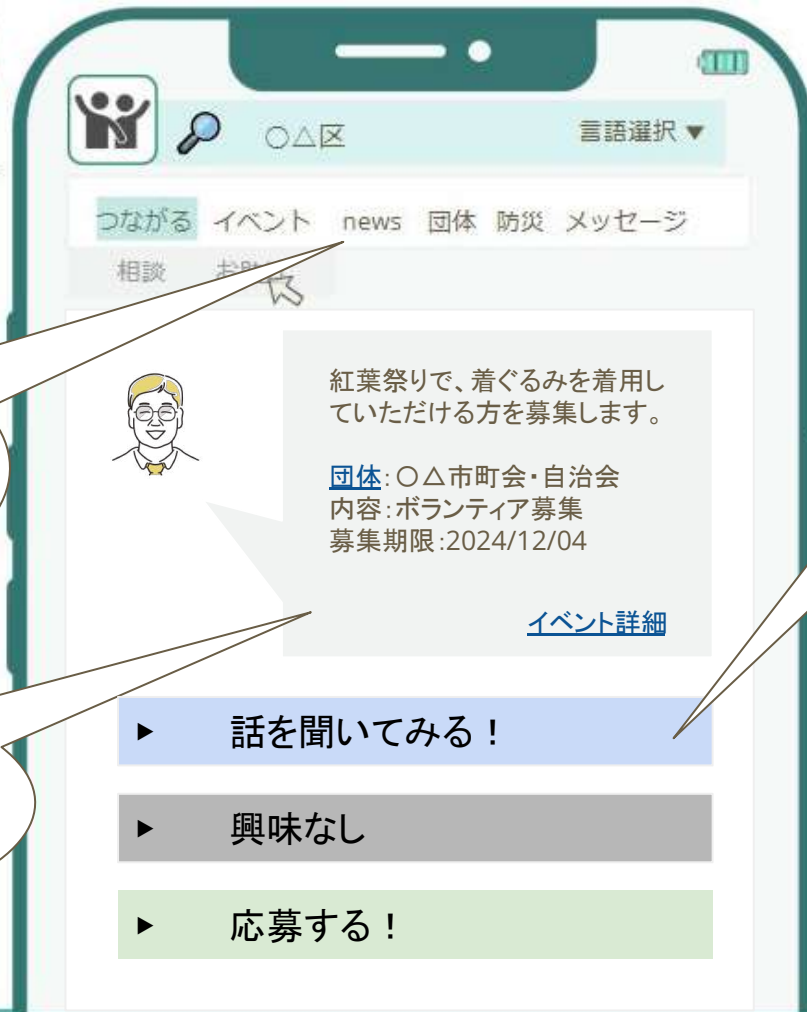
# メッセージ機能



翻訳機能  
AI利用

個人情報自身の  
公開できる限度でOK  
ex)名前をイニシャル表記

# お助け機能



11の区市町村が用いる  
「まちの腕利き掲示板」を搭載

団体 / イベントタブにも  
飛べる

相談機能 &  
メッセージの活用

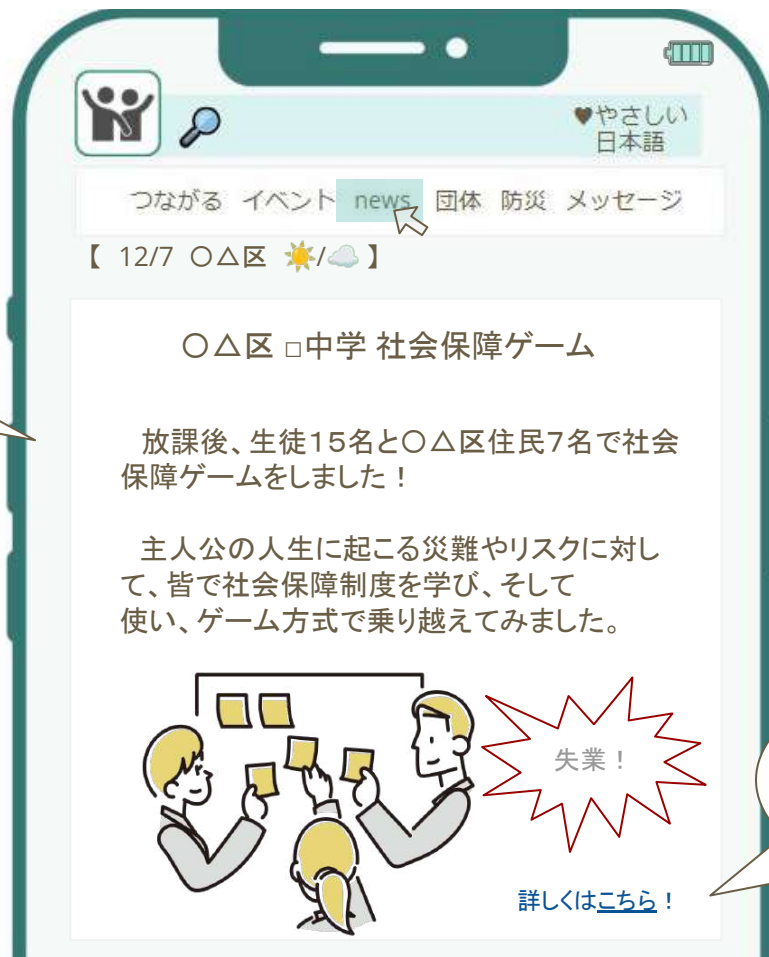
利用者



支え手、受け手という  
関係を超える

# ニュース機能

地域のニュース  
を自分事に！



イベントタブへ参  
加に繋げる

# 防災機能

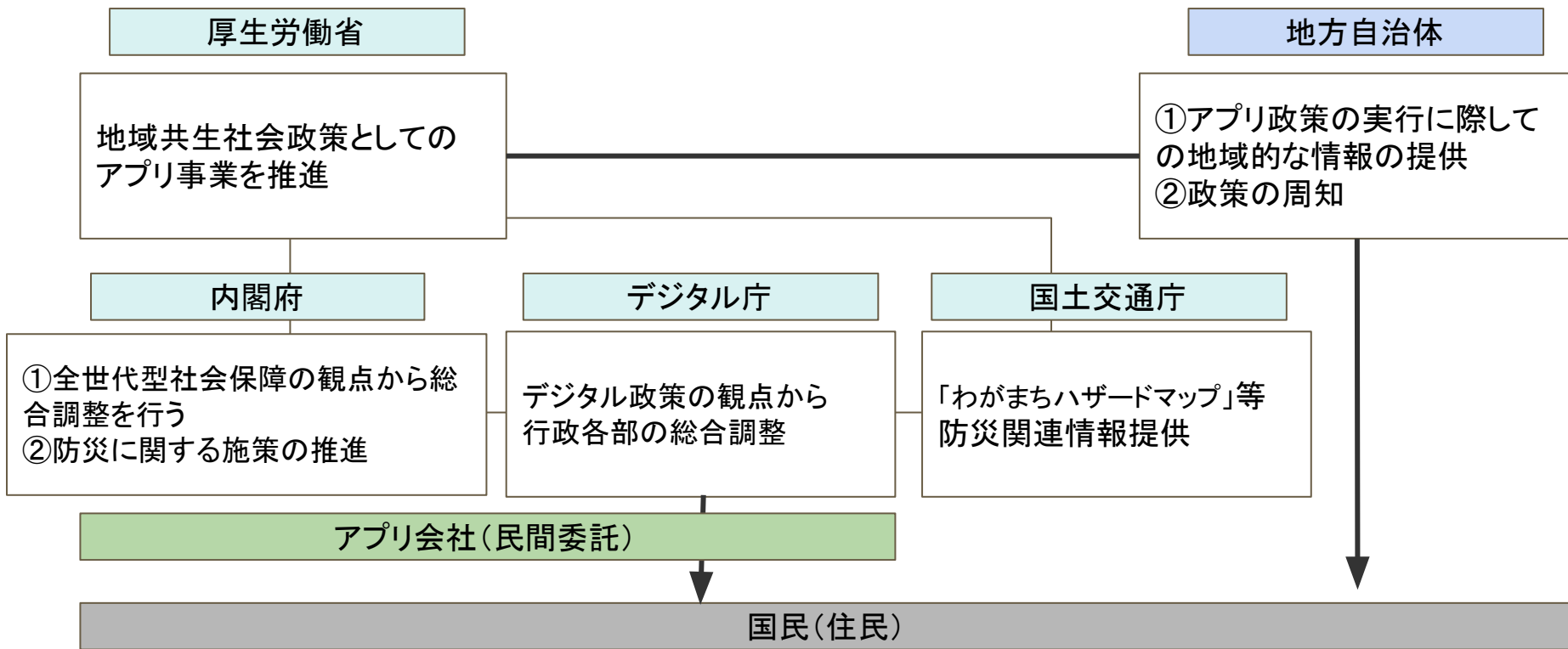


ユニバーサル機能

国交省  
「わがまちハザードマップ」

事前登録  
現在地検索も可

# 実行の流れ



# 留意点

## ・ダウンロードの壁がある



ハード面: デバイス所持及びダウンロードが必要



ソフト面: 対象を絞っていないからこそ、"刺さりにくい"

## （・開発・運用に費用がかかる

搭載する機能が多いため、高額になる。）

## ・オンラインの限界

対面活動特有の温度感、  
出会いの存在

→提案2で解決

→SNS、自治体広報紙、WEBサイト、ポスターでの周知に加え、

**地域の共有地(提案2)に皆がアクセス可能なデジタルデバイスを置く。**

→政府 & 強制というイメージを薄める

(→適切な改善・運用によって、**長期的に利用されるアプリ**へと育てる)

# 提案②地域の共有地「サードプレイス」

## 目的1

重層的支援体制整備事業のうち特に、

②参加支援事業

③地域づくり事業

⑤多機関協働事業

の推進に資する。

## 目的2

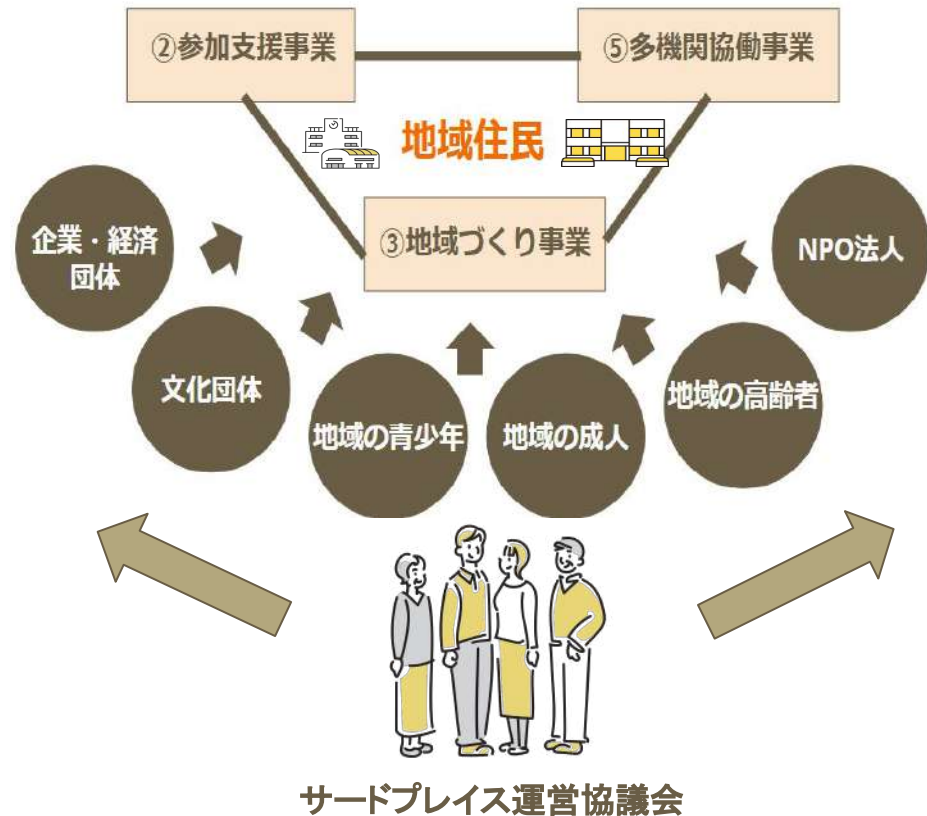
対面活動・居場所の創出

→相互理解を深め、世代、国籍を超える

## 目的3

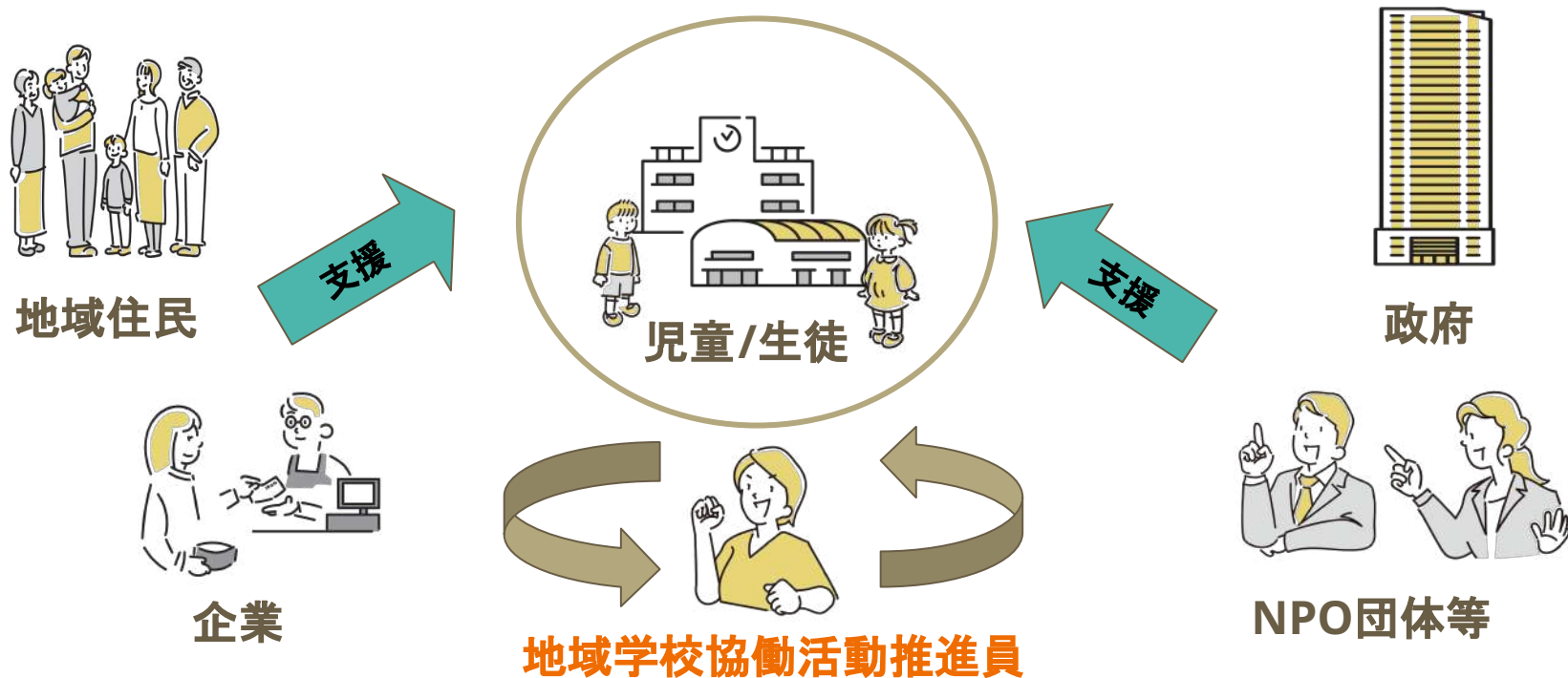
既存事業における課題克服

→新しいCS化×地域学校協働活動の推進





# 既存事業1：地域学校協働活動\_\_概念図



「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働し、児童 / 生徒の学びを支える



# 実際に行う3つの活動(社会教育法)

## 第5条

市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

放課後の学習活動  
(放課後子供教室)  
第5条第13号



社会奉仕体験活動  
自然体験活動  
第5条第14号



学校支援活動  
(学習・部活動支援、  
環境整備等)  
第5条第15号

# 地域学校協働活動\_\_事例紹介

豊島区

## 学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



## 放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



## 地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



## 家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



## 学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供（土曜学習応援団）など



## 地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



## 学習院教室



## にしまる一む





# 參考資料



# 学校内の居場所「にしまる一む」

"家庭でも学校でもない第3の居場所"



- 豊島区で初めての中学校内の居場所
- 区とNPOの協定締結により実施

→地域・PTA・学校・区・NPOによる運営会議

- 企業(IKEA)からの寄附の家具

**\* 内装は生徒との協議により決定**

- 校内利用者アンケートで、必要性を実証

## ▶利用実績

計51回	1部	2部	計
利用者数	87名	1,871	1,958
時間	13:30-15:00	15:30-17:45	

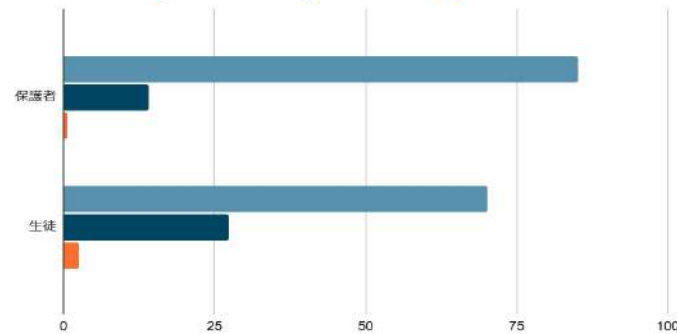
一部は教室に入りにくい生徒が利用

## ▶利用者アンケート

対象: 西池袋中生徒・保護者 490名、教員33名

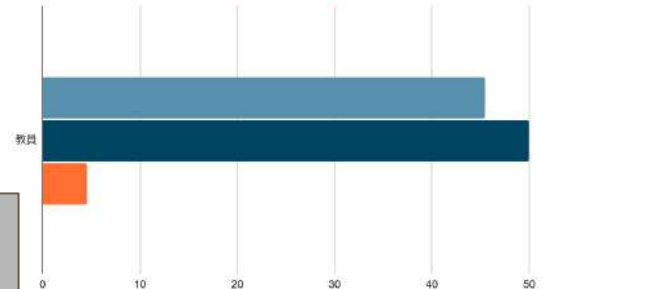
問: 校内の居場所があることをどのように思うか

■ あったほうが良い ■ どちらでも無い ■ なくてよい

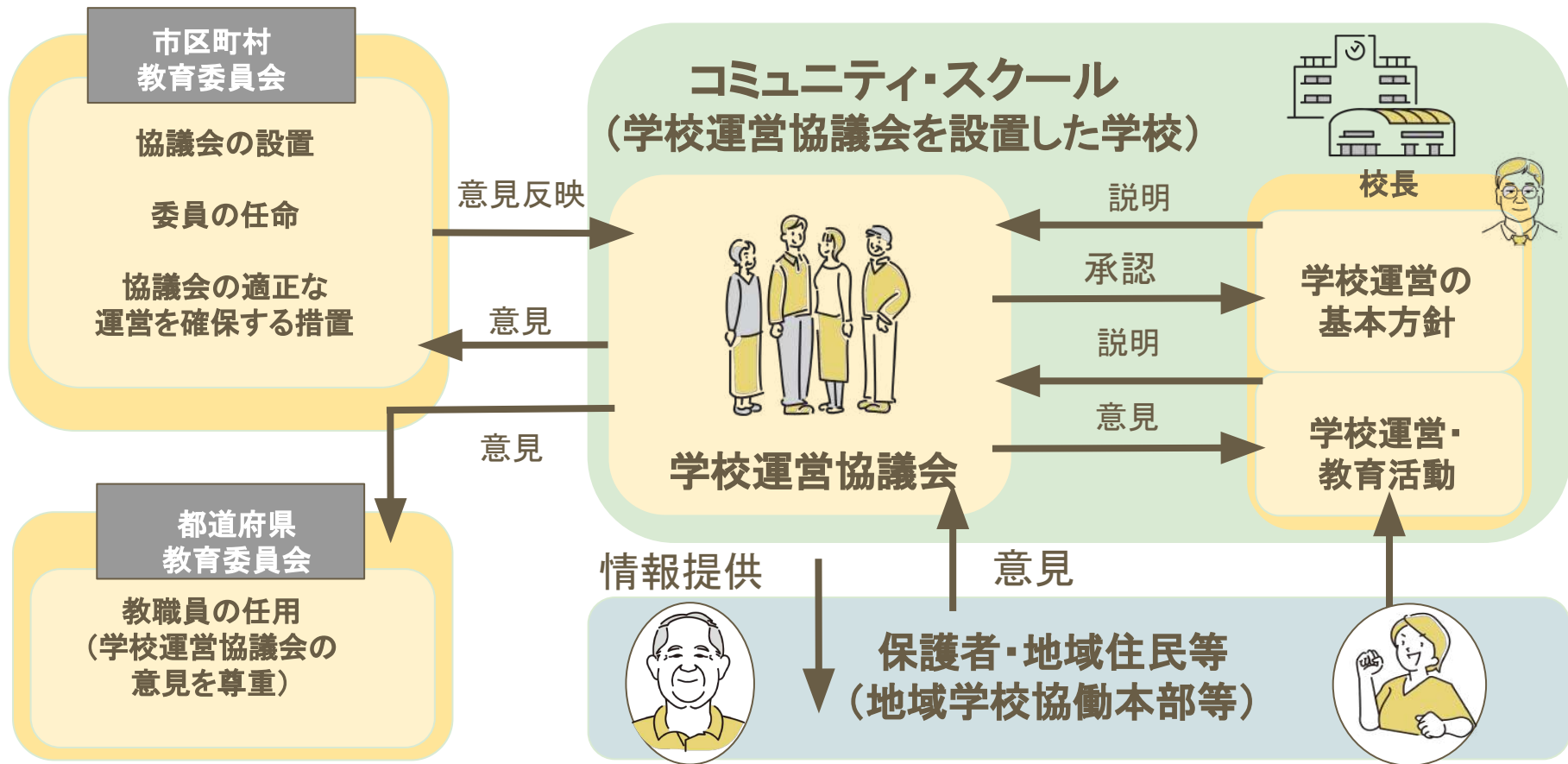


問: にしまる一むは不登校傾向の生徒に役立つか

■ 役立っている ■ まだ分からない ■ なっていない

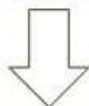


# 既存事業2:コミュニティスクール( CS)



# 検討

様々な主体が共に居場所を作りあげることが理想



学校内のみならず  
居場所を増やすと共に、対象を児童・生徒から、  
地域の全住民へと拡大することが必要

しかし...

公共施設の使用方法や運営における決定権は自治体が握っている  
\*CS導入校でも、校長の権限がかなり強く意見反映は困難。(豊島区取材より)



人員配備による現場の負担軽減



地域住民の権限強化

# 具体的な施策内容について



ポイント



2-①居場所（活動場所）の確保

2-②対象の拡大（生徒・児童→**全世代へ**）

2-③a実際に各地域で行うことは、地域住民も**裁量**を持ち  
決定できる仕組みを構築する。

2-③bサードプレイスを支える**人員配備**を行う



## 2-①居場所(活動場所)の確保

### 【重要な視点】

- ◎ **屋根**があること
- ◎それぞれの**地域**にとって「サードプレイス」となりうる場所
- ◎人の**流れ(流動性)**があること

### 【候補地】

#### 学校

◎地域をつなげるハブ的な役割

◎空き教室、図書室などを利用する



#### 公民館

◎地域住民がご飯を食べる場所、勉強教室・放課後教室として活用する

◎人の流れをいかに作るかがポイントとなる

#### 図書館

◎地域住民が気軽に集える場所として活用できる

◎文化に触れることができる場所

◎ **共用タブレットを設置**  
+ **説明する人を配置**

## 2-②対象の拡大(生徒・児童 → 全世代へ)

### ワークショップ



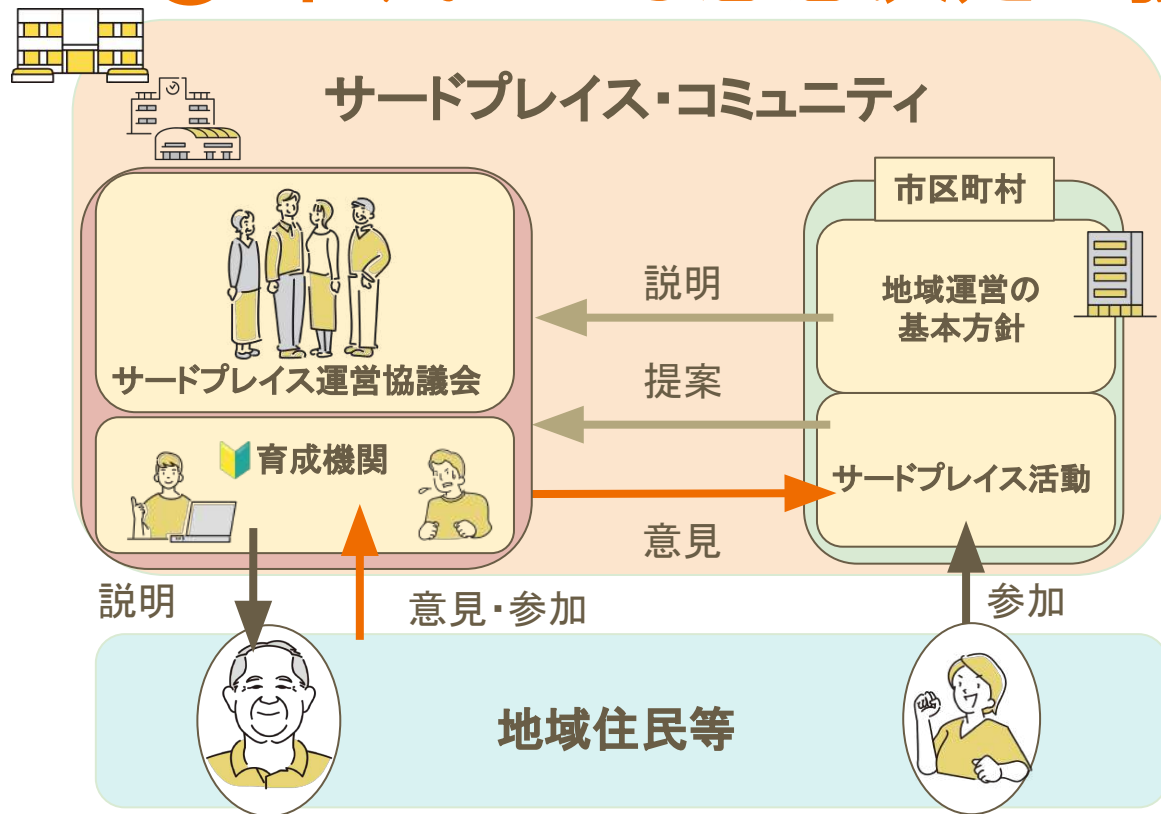
- ◎民間団体が考案したゲーム。
- ◎義務教育では学べない、社会保障制度の種類や内容、利用方法などを手軽に学ぶことができる。

### 文化体験教室



- ◎世代を問わず、誰もが気軽に参加できるようなイベントの実施。
- ◎スポーツ教室となると、後ろめたさを感じてしまう人が多いのでは？(取材での気づき)

## 2-③a 住民による意思決定の強化



### ▶現状

市区町村にある公共施設

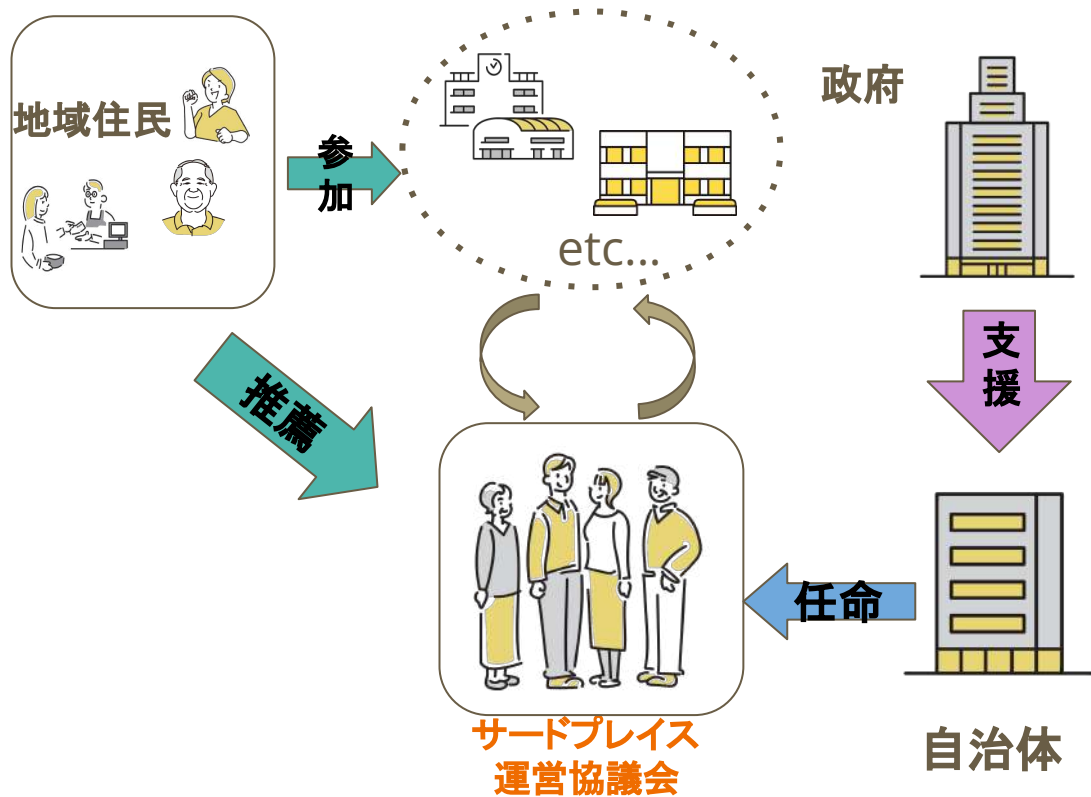
→市が使用目的決定、許可を出す

しかし、住民ごとに適した居場所も、望む施設の在り方も異なる。

### ▶理想

「まち」といったさらに小さい範囲で、公共施設等の利用形態の決定過程に介在できるようにしたい。

## 2-③b 組織づくりの提案(人員配備)



### ●自治体→運営協議会

自薦or地域住民から他薦され、定められた条件を満たす住民が、自治体から運営協議会委員として**任命**される。

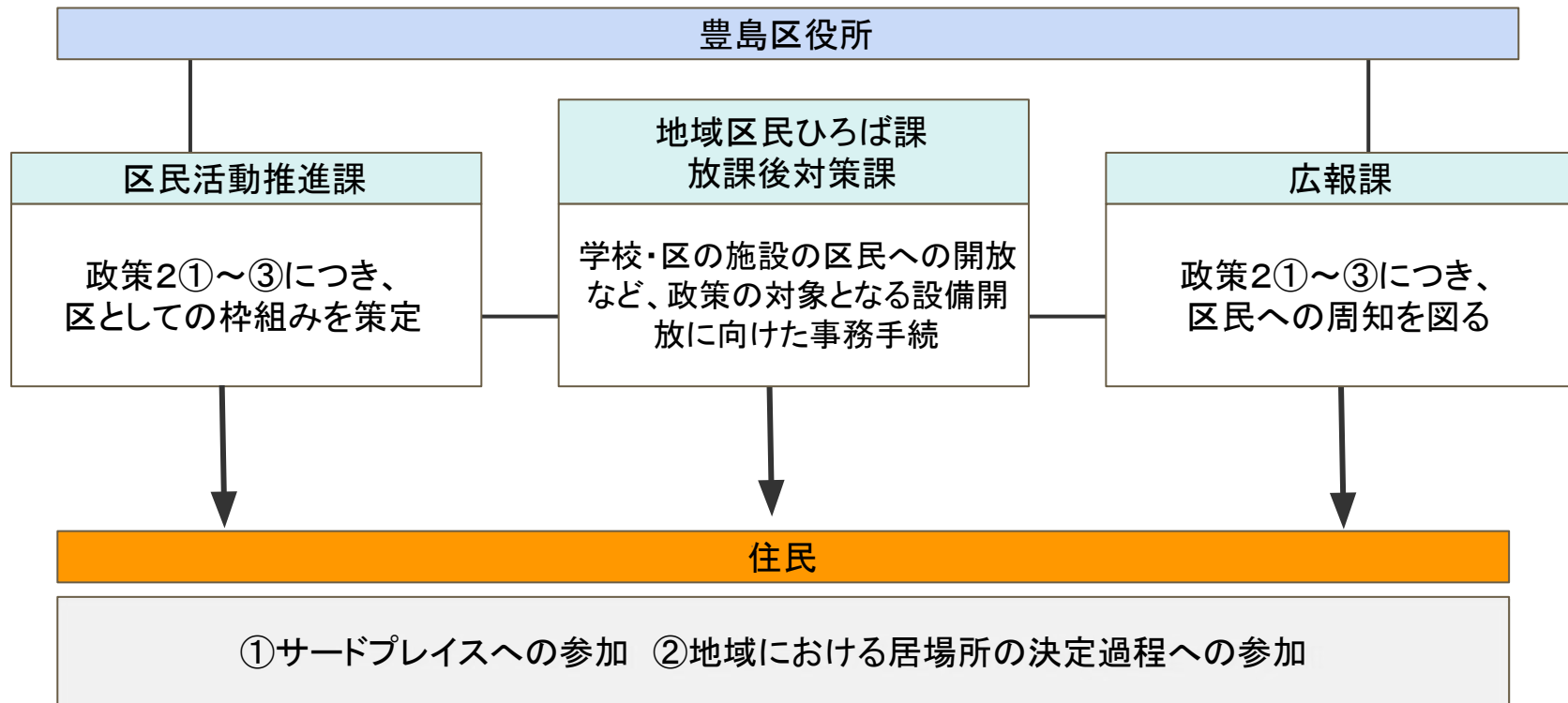
運営協議会委員は**有償**で起用される。

### ●政府→自治体

重層的支援体制整備事業に沿った取組を行う自治体に対して、その取組に伴った**補助金**を交付する。

# 実行の流れ

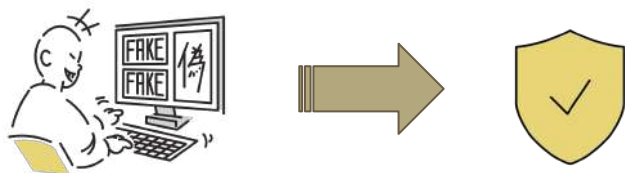
【サードプレイス\_例:豊島区】



# 留意点

## ・個人情報の保護について

サードプレイス活動は、関わる人の幅が広く、  
個人情報を厳重に管理しなければならない



## ・周知方法について

地域の共有地『サードプレイス』の実現には、  
多くの地域住民の参加が必要

## ・地域住民の理解について

市区町村×地域住民→『サードプレイス』

→対象を拡大するため、より適切な取扱いが求められる、条例の見直し等

→関係者に対する研修や情報提供の強化

**サードプレイス活動における個人情報管理方法の  
アップデートが求められる**

→『サードプレイス』verのガイドブックを作成

地域住民やボランティアに向けた周知を幅広く行うことができる

→地域住民・ボランティア向けの説明会実施

市区町村×地域住民で共につくりあげていくという意識を向上させ、理解を深める

# 今後の見通し(施策によって期待される効果)

## 地域の活性化

- ◎地域住民が積極的に自らの地域へと関わる機会の増加
- ◎地域コミュニティの再構築



## 生きがいくくり・自己実現の向上

- ◎世代を超えて活躍する場が増え、誰もが主役になれる社会へ
- ◎様々な人との交流機会の増加



## 復興・再興支援

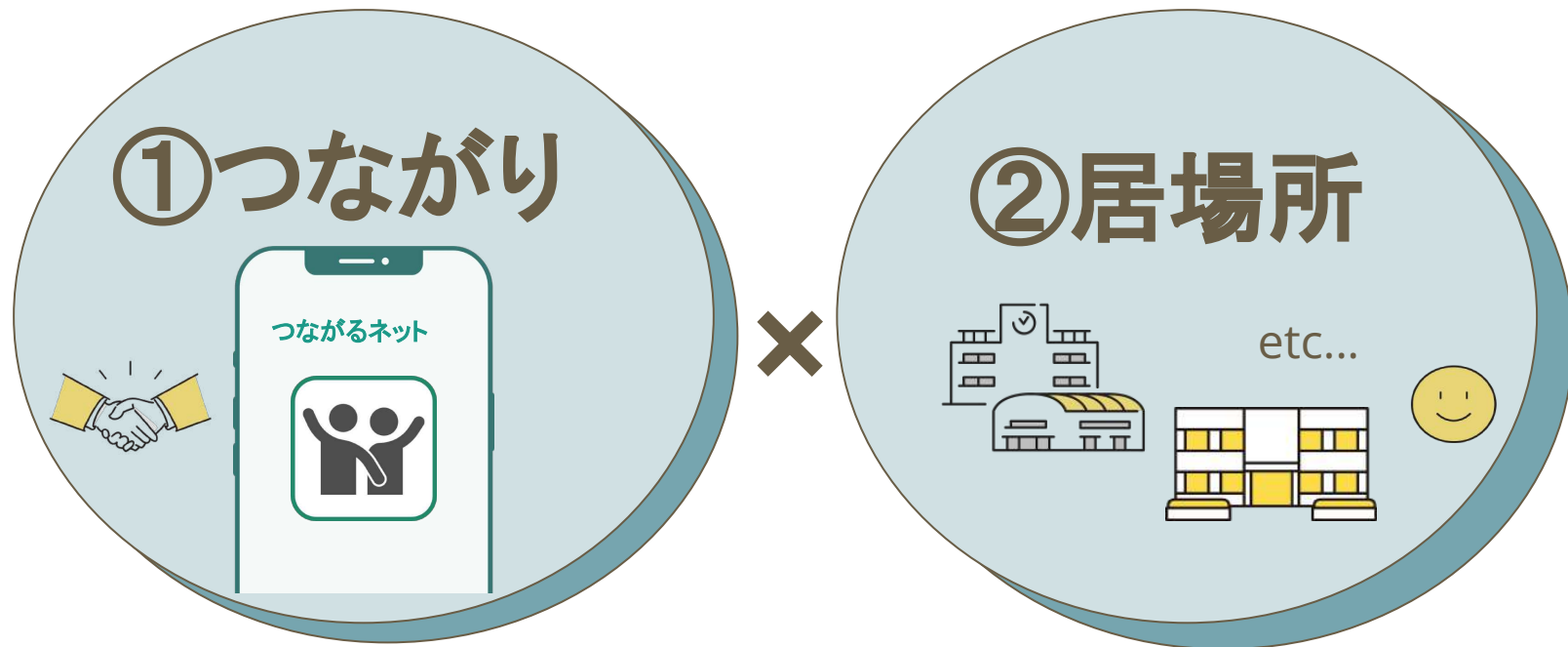
市区町村と地域住民が平時から連携・協働する

↓  
緊急時の被災者支援と  
関連していく

↓  
円滑な体制づくりの実現へ



# ハイブリッド型地域共生社会の実現へ





# 出典

・文部科学省「これからの学校と地域、コミュニティ ・スクールと地域学校協働活動」

[https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki\\_pamphlet2020.pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf)

(2024年10月22日 閲覧)

・社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会「NECとの協働による地域活性化支援アプリ「まちくるみ」実証実験について」

<https://csw-kawasaki.or.jp/news/machikurumi/>

(2024年11月10日 閲覧)

・みまもりあい♡プロジェクト「みまもりあい♡アプリ」

<https://mimamoriai.net/>

(2024年11月29日 閲覧)

・佐藤晴雄「地域学校協働活動とは何か 具体的な取り組み事例と成果、推進に向けた課題」

<https://terakoya.asahi.com/article/15313026#h20slxn9h2ee1qes7vy5nvvi31aa0sys>

(2024年11月10日 閲覧)



# 出典

・東京都 生活文化スポーツ局「町会・自治会活動に関する調査 報告書」

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/chiiki\\_katsudo/chiikiriyoku/files/0000002434/honpen1.pdf](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/files/0000002434/honpen1.pdf)

(2024年12月1日 閲覧)

・内閣府「社会意識に関する世論調査」

<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-shakai/>

(2024年11月12日 閲覧)

・地域コミュニティに関する研究会「地域コミュニティに関する研究会報告書」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000819371.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000819371.pdf)

(2024年11月20日 閲覧)

・文部科学省「地域学校協働活動」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/190708chiikigakkoukyoudoukatudoupanhuretto.pdf>

(2024年11月10日 閲覧)



# 出典

・厚生労働省「重層的支援体制整備事業について」

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>

(2024年11月28日 閲覧)

(2024年 11月28日 閲覧)

・Social Change Agency「社会にソーシャルワークをプラスし、社会的包括の範囲を広げる」

<https://social-change-agency.com/>

(2024年 11月29日 閲覧)

・CINGA「CINGA」

<https://www.cinga.or.jp/>

(2024年 11月30日 閲覧)



# 出典

・文部科学省「地域学校共同活動」

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/kyodo.html>

(2024年11月10日 閲覧)

特定非営利活動法人パルシック(認定 NPO法人)「コミュニティカフェ『みんかふえ』 | 葛飾・亀有」

<https://mincafe.parcic.org/>

(2024年 11月29日 閲覧)

公益財団法人東京都つながり創生財団「東京都つながり創生財団」

<https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/>

(2024年 11月30日 閲覧)

国土交通省「わがまちハザードマップ」

<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmapportal/hazardmap/index.html>

(2024年 11月30日 閲覧)



ご清聴ありがとうございました！

